

1997年河川法改正を「水に流す」近畿地整に抗議する ～人と川の間係を再構築するべきときに、何ということ～

抗議書

2008年6月24日

近畿地方整備局長 布村明彦様

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

6月20日、近畿地方整備局は、淀川水系流域委員会が最終的な意見を出すのを待つことなく「見切り発車」で河川整備計画案を発表しました。強い憤りをもって抗議します。

昨年8月9日に開催された第三次委員会の初回委員会において、委員会の「原案」に対する最終意見提示前に「整備計画案」を策定し、関係府県へ提示すること、いわゆる「見切り発車」はしないよう整備局に申し入れ、同局から「見切り発車はしない」との回答を得ました。また5月13日に開催された第78回委員会および6月18日の近畿地方整備局長との会談において、重ねて「見切り発車」はしないでいただきたいと強く申し入れました。（6月20日 委員長声明より）

こういう経過がありながら、近畿地方整備局は一方的に「見切り発車」をしました。河川問題に関わりながら、1997年の河川法改正に積極的意義を見いだしたいと願い、淀川水系流域委員会を見つめてきた者（グループ）として、非常に残念であり、一種の哀しみさえ感じます。

1997年の河川法改正（特に16条の2を設けたこと）には、木曾川水系（木曾三川）流域住民の長い長い闘いも反映されていました。川が形成した沖積平野において、良きにつけ悪しきにつけ「川」に依拠して、私たち木曾三川流域住民は暮らしてきました。本来、河川管理者も流域住民も川を大切に思い、川を慈しむ気持ちは同じはずです。だから河川管理者に対して、流域住民が「闘い」を行わねばならないのは、双方にとって大変不幸なことです。この不幸を反省して、1997年河川法改正はあった、と私たちは理解しています（私たちの勝手な思い込みではなく、ほぼそういう内容の説明が、当ても河川管理者側からありました）。

淀川水系流域委員会は、河川法16条の2第3項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」に対応するものとして設置されたはずですが、今、淀川水系流域委員会が、まさに最も重要な役割である「河川整備計画の案を作成しようとする」場合に当たっての意見を出す（河川整備計画原案について意見を纏める）このときに、「流域委員会が最終的な意見を待たずに河川整備計画案を出す＝見切り発車する」のであれば、淀川水系流域委員会は一体何だったのでしょうか？ 単なる時間とお金の無駄遣いだったのですか？

淀川水系流域委員会設置者である近畿地方整備局の責任者としての布村局長の責任は極めて重い。万死に値すると言っても過言ではありません。

淀川水系流域委員会の長い取り組みの一切を蹂躪する今回の「見切り発車の河川整備計画案提示」は、河川流域住民の思いに対する冒瀆であり、河川行政をより良いものにしようとしてきた河川局の諸先輩と現役職員に対する侮辱でもあります。

川は、河川管理者の所有物ではなく、流域住民すべてのものです。治水にはお金がかかります。だから納税者全部に関係する事柄です。さまざまな意見を多方面から聴くことは河川の計画を立案していく上で欠かせません。

現に深刻な水害被害を繰り返し受けている地域や、脆弱な堤防に脅かされている地域が存在します。すぐに計画規模洪水に対応する洪水調節施設・計画河道が完成するはずもなく、計画規模を超える超過洪水は必ず発生します。財政的・技術的・社会的制約があればこそ、どういう場合にどのような規模の被害まで受容できるのか、学識者による十分な検討の上で流域住民の理解が得られなければ、「治水」とは言えないのです。

淀川水系流域委員会は、一般的に「学識者」と呼ばれる人々の他に、意識の高い流域住民を加え、さらに一般からの意見をさまざまな方法で聴取することで、流域住民の多くの意見を反映させ、同時に流域全体の川への意識を高めました。流域住民の意識こそが 1997 年河川法改正の意義を活かし、本当の意味での「治水」を実現できるのです。その意味で、淀川水系流域委員会が果たした役割は、深く大きなものでした。

明治河川法制定以来、川は流域住民から遠くなってしまいました。大規模な予算と大規模事業によって、確かに洪水被害の頻度は減じたようです。しかし同時に川の自然が喪われ、まるで単なる用水路ようになってしまいました。住民の川への意識が遠くなることで、却って災害も頻発するようなことも生じてきました。人間が自然を制御しきれない、という当たり前のことが、ようやく再び常識になってきました。

今こそ人と川の関係性を再構築するべきときです。だから流域住民と河川管理者の信頼関係の構築、協働が不可欠です。

この大事なときの今般の近畿地方整備局の「淀川水系流域委員会無視」の河川整備計画案提示は、全国の河川流域住民の、河川管理者への不信感を広げることにしかありません。これでは、治水事業はますます遅延するでしょう。人と川の関係性を再構築への可能性を潰すでしょう。近畿地方整備局の責任は極めて重大です。

今回の「見切り発車」に抗議するとともに、淀川水系流域委員会の最終的な意見を聴き、それを十分配慮・反映した淀川水系河川整備計画案を再提示されることを要求します。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局
近藤ゆり子
〒 503-0875 岐阜県大垣市田町 1 - 2 0 - 1
TEL/FAX 0584-78-4119